

ユニバーサルデザインの推進について

1 目的

区は、高齢者、障害者、外国人など様々な区民に対し、その特性を踏まえ、誰もが同様にサービスを受けられるよう施策等を進めてきたところであるが、今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や高齢化、グローバル化の進展等を踏まえ、より一層の取組が求められている。

また、平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」が施行され、これに伴い、障害者に対する配慮の充実、不当な差別的取扱いの禁止、相談や紛争解決の窓口明確化等が地方自治体に対して義務付けられることとなる。

区は、これを契機とし、障害者のみならず、多様な区民の特性の理解を促進し、区や区民、事業者等が協働して、誰もが生活しやすい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、以下のとおり取り組むこととする。

2 目指すべき姿

- 年齢、性別、身体能力、国籍等の様々な特性を持つ人がいることを前提としたまちづくりが進むことにより、すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる。
- すべての人が、障壁を感じず日常生活又は社会活動を営むことにより、多様な人の社会参加が進み、全員参加型の地域社会が形成されている。
- すべての人が、障壁を感じずまちを訪れることができ、これにより、来街者が増加し、地域経済が活性化している。

3 検討を想定している主な内容

- (1) 中野区におけるユニバーサルデザインの定義
- (2) 区民、事業者、区の責務
- (3) ユニバーサルデザインの啓発、教育の推進
- (4) ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備の考え方

4 取組の方向性

- (1) 指針となる条例の制定

区民や事業者、並びに、区がそれぞれの責務を果たし、協働してユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、(仮称)ユニバーサルデザイン推進条例（以下「推進条例」という。）を制定する。

(2) 推進計画の策定

推進条例に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために必要な取組を明らかにした、(仮称)ユニバーサルデザイン推進計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

(3) 審議会の設置

推進条例の制定及び推進計画の策定を進めるにあたっては、幅広い意見や専門的見地からの提言を受けるため、区民、有識者等により構成される(仮称)ユニバーサルデザイン推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

あわせて、審議会の審議に資するため、関係団体や当事者等との意見交換等を実施していく。

5 今後のスケジュール

平成28年6月 第2回定例会に「(仮称)ユニバーサルデザイン推進審議会条例」を提案

平成28年8月～平成29年1月頃
審議会の開催

平成29年度 推進条例の制定、推進計画の策定